

平成17年 6月29日

株主の皆様へ

東京都渋谷区南平台町5番6号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 越村 敏昭

## 第136期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年6月29日開催の当社第136期定時株主総会において、下記のとおり報告し、また決議されましたのでご通知申し上げます。 敬具

### 記

- 報告事項**
- (1)平成17年3月31日現在の貸借対照表ならびに第136期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)営業報告書および損益計算書の内容報告について  
上記計算書類の内容を報告いたしました。
- (2)平成17年3月31日現在の連結貸借対照表および第136期(平成16年4月1日から平成17年3月31日まで)連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の報告について  
上記連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の監査結果を報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案

第136期利益処分案の承認について

原案どおり承認可決されました。(利益配当金は1株につき2円50銭)

※平成17年4月1日に(株)東急百貨店との株式交換により新たに発行された株式については、当社定款の規定により当期の利益配当金の対象にはなりません。

#### 第2号議案

定款の一部変更について

原案どおり承認可決されました。定款変更の概要は次のとおりであります。

- (1)事業活動の多様化に対応するため、事業目的の追加を行いました。
- (2)「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が施行され、電子公告制度が導入されました。この方法を採用するため、所要の変更を行いました。
- (3)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の一部が施行され、株主名簿の閉鎖制度が廃止されました。これに対応するため、所要の変更を行いました。

#### 第3号議案

取締役14名選任について

取締役として、清水 仁、上條 清文、越村 敏昭、五十嵐 正、八方 隆邦、鈴木 克久、中原 徹郎、安達 功、五島 哲、桑原 常泰、木下 雄治、根津 嘉澄、岡田 茂、植木 正威の各氏が原案どおり選任され就任いたしました。

#### 第4号議案

監査役1名選任について

平成17年4月21日逝去された監査役伊藤 助成氏の補欠として、岡本 冨衛氏が監査役に選任され就任いたしました。

#### 第5号議案

退任監査役および退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに故監査役伊藤 助成氏に対する弔慰金贈呈について

平成16年6月29日開催の第135期定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任された宮崎 繁忠、永野 健の各氏に対し在任中の労に報いるため、および本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任された西本 定保、竹岡 宏、杉田 芳樹、長山 昭一郎、磯崎 浩亮、和田 哲、波戸 覚の各氏に対し、それぞれの就任時から第135期定時株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため退職慰労金を、また平成17年4月21日逝去された故監

査役伊藤 助成氏に対し、弔意を表するとともに、在任中の労に報いるため弔慰金（退職慰労金を含む。）を贈呈いたしたい旨、またその金額は、退任監査役に対しては退職慰労金および弔慰金総額5,500万円、退任取締役に対しては退職慰労金総額9,150万円を贈呈することとし、各氏に対する具体的金額等は、退任監査役については監査役の協議に、退任取締役については取締役会に一任することが原案どおり承認可決されました。

なお、当社は経営改革の一環として、第135期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労引当金の新規積み立てを停止すること、ならびに第136期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを平成16年6月29日開催の取締役会において決議した旨の説明を加えました。

## 第6号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、第3号議案の承認により重任した取締役清水 仁、上條 清文、越村 敏昭、五十嵐 正、八方 隆邦、鈴木 克久、中原 徹郎、安達 功、五島 哲、桑原 常泰、木下 雄治、根津 嘉澄、岡田 茂、植木 正威の各氏および任期中の監査役垣本 謙一郎、櫻井 孝穎の各氏に対し、それぞれの就任時から第135期定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を、取締役に対しては総額5億1,264万円を上限として、監査役に対しては総額3,950万円を上限として、それぞれの退任時に支給いたしたい旨、また各氏に対する具体的金額等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任することが原案どおり承認可決されました。

以上

## 配当金のお支払いについて

- 利益配当金（1株につき2円50銭）のお支払い開始日は、平成17年6月30日（木）となります。
- 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げますのでお確かめください。
- 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込をご指定いただいていない方には、当社からお送りする「郵便振替支払通知書」と引き換えに、郵便局の窓口で現金でお支払いをいたします。配当金は、全国どこでもお受け取りいただけます（支払通知書により、銀行預金、郵便貯金等の口座に入金もできます）。
- 郵便局窓口でのお取扱期間は、平成17年6月30日（木）から同年7月29日（金）まででございます。
- 郵便局窓口でのお取扱期間経過後は、当社名義書換代理人中央三井信託銀行の本店および全国各支店においてお支払いいたします。また、日本証券代行の本店および全国各支店にでもお取次ぎいたします。

## ご 案 内

### 1. 単元未満株式買増制度について

当社は、1単元（1,000株）未満の株式をご所有の株主の皆様が、1単元の株式の数に不足する数の株式をお買増しして単元株式におまとめいただける単元未満株式買増制度を実施しております。（お申し込み、お手続き内容につきましては同封の「単元未満株式買増のご案内」をご覧ください。）

### 2. 単元未満株式買取について

- ・1,000株未満の株式をご所有の株主の皆様で、株式の売却をご希望の場合は、当社が株式を買い取らせていただく制度がありますのでご利用ください。
- ・所定の買取請求書を中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店にご提出ください。なお、株券が発行されている場合は株券の提出も必要です。
- ・1株あたりの買取価格は、買取請求書が中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店に到着した日の東京証券取引所での終値となります。

### 3. 銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込制度ご利用のおすすめ

現在、配当金を現金でお受け取りの方には、配当金を確実かつ迅速に受け取ることができる銀行預金口座振込および郵便貯金口座振込への変更をおすすめいたします。

### 4. ご所有株式の記載について

配当金計算書、郵便振替支払通知書に表示されている株主様のご所有株式数は、本年3月31日現在、株主名簿および実質株主名簿に記載または記録されたご所有株式数を記載しております。（平成17年4月1日に㈱東急百貨店との株式交換により新たに発行された株式数は含まれておりません）

### 5. 電子公告の採用について

当社は、平成17年6月29日、公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更いたしました。当社の電子公告のアドレスは次のとおりです。<http://www.tokyu.co.jp/koukoku/index.htm>

上記1、2、3の手続きをご希望の方には詳しいご案内をいたしますので、下記までご連絡ください。

名義書換代理人  
事務取扱所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
中央三井信託銀行株式会社証券代行部  
電話 東京(03)3323-7111(代表)  
中央三井信託銀行株式会社全国各支店  
日本証券代行株式会社本店および全国各支店

同取次所